

判決年月日	平成28年1月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成26年(ネ)第10038号		
<p>○ 1審被告会社が製造販売する旅行者向けシステムに含まれる検索及び行程作成業務用データベース(被告CDDDB)が、1審原告が著作権を有する同種データベース(原告CDDDB)の共通部分の複製物又は翻案物に当たり、1審被告会社及びその代表者並びに同社従業員として被告CDDDBの開発や販売に関与したその余の1審被告らに著作権侵害の共同不法行為が成立するとして、1審被告会社に対する被告CDDDBの複製、頒布等及び被告CDDDBを格納した記録媒体の廃棄等、並びに1審被告らに対する1審原告への損害賠償金の連帯支払が命じられた事例</p>			

(関連条文) 著作権法2条1項10号の3, 同項15号, 12条の2, 21条, 27条, 112条, 114条1項, 民法709条

### 判決要旨

1 本件は、1審原告が、1審被告ら(1審被告会社及びその代表者並びに同社従業員ないし元従業員)に対し、1審被告らが検索及び行程作成業務用データベース(被告CDDDB。「当初版」、「2006年版」、「現行版」及び「新版」に区別される。)を含む旅行者向けシステムを製造販売する行為が、同種の旅行者向けシステムに含まれる検索及び行程作成業務用データベース(原告CDDDB)について1審原告が有する著作権(複製権、翻案権、譲渡権、貸与権、公衆送信権)を侵害するなど主張して、著作権法112条1項に基づく被告CDDDBの複製、翻案等の差止めと、同条2項に基づく被告CDDDBを格納した記録媒体の廃棄等を求めるとともに、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償又は一般不法行為に基づく損害賠償として9億1037万0978円及び遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原判決は、1審原告の請求のうち、差止請求及び廃棄等請求に関する部分は、1審被告会社に対し、被告CDDDBの当初版、2006年版及び現行版の複製、頒布又は公衆送信の差止め及びこれらを格納した記録媒体の廃棄等を求める限度で認容し、損害賠償請求に関する部分は、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償として、1審被告らに対し、1億1215万1000円(ただし、一部の者に対しては、1審被告会社での在籍期間に応じた額の金員)及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容し、1審原告の1審被告らに対するその余の請求をいずれも棄却した。

1審原告は、原判決のうち、1審原告敗訴部分全部を不服として控訴し、1審被告らは、原判決のうち、損害賠償請求に関する1審被告ら敗訴部分のみを不服として控訴した。

2 本判決は、1審原告の請求のうち、差止請求及び廃棄等請求に関する部分は、1審被告会社に対し、被告CDDDBの当初版、2006年版及び現行版に加えて新版の複製、頒布又は公衆送信の差止め及びこれらを格納した記録媒体の廃棄等を求める部分は理由があり、損害

賠償請求に関する部分は、1審被告らに対し、2億1473万3000円（ただし、一部の者に対しては、1審被告会社での在籍期間に応じた額の金員）及び遅延損害金の連帯支払を求め、理由があると判断し、1審原告の控訴に基づき原判決を変更し、1審被告らの控訴をいずれも棄却した。

本判決は、被告CDDBが原告CDDBの複製物ないし翻案物に当たるか否かに関して、要旨次のとおり判示した。

(1) データベースの複製ないし翻案について

リレーショナルデータベースにおける体系的構成の創作性を判断するに当たっては、データベースの体系的構成は、情報の集合体から特定の情報を効率的に検索することができるようにした論理構造であって、リレーショナルデータベースにおいては、テーブルの内容（種類及び数）、各テーブルに存在するフィールド項目の内容（種類及び数）、どのテーブルとどのテーブルをどのようなフィールド項目を用いてリレーション関係を持たせるかなどの複数のテーブル間の関連付け（リレーション）の態様等によって体系的構成が構築されていることを考慮する必要がある。また、リレーショナルデータベースにおいては、検索効率を高めるために、フィールド項目に従属関係を設定して、新たなテーブルを設けたり、テーブル内に格納されているデータの更新を行う際にデータ間に不整合が起らないようにするために、関連性の高いデータ群だけを別のテーブルに分離させるなどの正規化が行われており、その正規化の程度にも段階があることから、正規化がもたらす意義や正規化の程度についても考慮する必要がある。

そして、リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能であり、また、テーブル又は各テーブル内のフィールドを追加したり、テーブル又はフィールドを削除した場合であっても、既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のための体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得る。

以上を前提とすると、被告CDDBが原告CDDBを複製ないし翻案したものといえるかどうかについては、まず、被告CDDBにおいて、原告CDDBのテーブル、各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを認定し、次に、その共通部分について原告CDDBは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するかどうかを判断し、さらに、創作性を有すると認められる場合には、被告CDDBにおいて原告CDDBの共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるかどうかを判断し、認識可能な場合には、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、被告CDDBは、原告CDDBの共通部分を複製ないし翻案したものと認めることができる。

(2) 被告CDDB（当初版、2006年版及び現行版）について

いずれも、原告CDDBに依拠して制作されたものであって、原告CDDBとの共通部分の体系的構成及び情報の選択の本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、原告CDDBの共通部分の複製物であると認めるのが相当である。

### (3) 被告CDDB（新版）について

#### ア 体系的構成の共通性

被告CDDB（新版）のうち、原告CDDBと一致するテーブル、フィールド及びテーブル間のリレーションにおいては、被告CDDB（現行版）と同様に、原告CDDBの体系的構成が依然として維持されていると認められ、かかる体系的構成は、原告CDDBの制作者において、それまでのデータベースにはなかった設計思想に基づき構成した原告CDDBの創作活動の成果であり、依然としてその部分のみでデータベースとして機能し得る膨大な規模の情報分類体系であると認められ、データベース制作者の個性が表現されたものといえることができる。

したがって、上記のとおり被告CDDB（新版）と共通する原告CDDBの部分については、データベースの体系的構成としての創作性を有するものと認められる。

他方で、被告CDDB（新版）では、一部の体系的構成に変化が生じているほか、新たに追加されたテーブルが存在することやこれに伴うフィールドやリレーションの追加、原告CDDBと共通性があるテーブル内に新たに設置されたフィールド及びこれに伴うリレーションの変化等が存在すること、これらのテーブルに含まれるフィールドの内容や機能等に照らすと、被告CDDB（新版）においては、新たな検索等のための体系的構成が生じていることが認められる。

しかしながら、被告CDDB（新版）に新たに付け加えられたテーブル、フィールド及びリレーションの存在によって生じた体系的構成の部分が創作性を有するとしても、被告CDDB（新版）においては、原告CDDBの体系的構成の本質的な特徴が認識可能であり、その本質的な特徴を直接感得することができるというべきである。

#### イ 情報の選択の共通性

原告CDDBと被告CDDB（新版）との共通部分である代表道路地点等の選別・選択については、原告CDDBの制作者の創作活動の成果が表れており、その個性が表れているというべきである。したがって、被告CDDB（新版）と共通する上記原告CDDBの部分については、データベースの情報の選択としての創作性を有するものと認めるのが相当である。

そして、被告CDDB（新版）の「地点マスタ」に存在するレコードのうち半分を超えるレコードが、原告CDDBの「地点名テーブル」に存在するレコードと道路地点において一致するから、これら被告CDDB（新版）が原告CDDBと共通性を有する部分は、原告CDDBの共通部分の情報の選択における本質的な特徴を直接感得することができるものというべきである。

他方、上記共通部分を除く被告CDDB（新版）のデータベースとしての情報の選択については、1審被告らによる新たな創作的表現が付け加わっているものと容易に認めることができるから、被告CDDB（新版）は、データベースの情報の選択において、原告CDDBの翻案物に当たると認めるのが相当である。

#### ウ 結論

以上の検討によれば、被告CDDB（新版）は、原告CDDBに依拠して制作されたものであって、原告CDDBの共通部分の体系的構成及び情報の選択の本質的な特徴を認識可能であり、その本質的な特徴を直接感得することができるものといえるから、原告CDDBの共通部分の複製物ないし翻案物であると認めるのが相当である。